

魚津市介護保険給付等の制限等の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条から第69条まで、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第30条から第35条まで及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第98条から第113条までに定める保険給付の制限等並びに魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号）第13条から第15条までに定めるサービス事業給付の制限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納付相談)

第2条 市長は、保険料滞納者等（以下「滞納者等」という。）が滞納保険料を一時に納付することが困難と認められるときは、当該滞納者等に対し、納付相談に応じるなど当該滞納者等の生活状況等を十分把握したうえで、保険給付の制限を行うよう努めるものとする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更の手続)

第3条 魚津市介護保険施行規則（平成12年魚津市規則第47号。以下「規則」という。）第30条第1項に規定する通知は、滞納者等から省令第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項第54条第1項に規定する申請（以下「要介護認定申請」という。）があった場合、直ちに行うものとする。

2 規則第32条の2第2項に規定する弁明書の提出期限は、前項に規定する通知を行った日から14日以内とする。

3 市長は、第1項の通知を行った場合において、弁明書の提出がないとき又は弁明に理由がないときは、規則第30条第2項に規定する通知を行うものとする。

(滞納保険料の分割納付)

第4条 市長は、第2条に規定する納付相談において、滞納保険料に係る納付計画が妥当であると認める場合は、分納誓約書（魚津市税条例施行規則第16号様式を準用する）を提出させ、法第66条第1項又は第2項の規定による保険給付の支払方法の変更を猶予するものとする。ただし、分納誓約をした場合において、なお、2か月分の分割納付保険料を納付しない場合には、直ちに保険給付の支払方法の変更を行うものとする。

(支払方法の変更を解除する滞納額の著しい減少)

第5条 法第66条第3項に定める滞納額の著しい減少とは、滞納額の2分の1以上を納付し、さらに納付計画に従い納付が継続すると見込まれる場合をいう。

(保険給付の一時差止及び滞納保険料の控除の手続)

第6条 市長は、規則第31条第1項に規定する通知を行った後、14日を経過

してなお、滞納保険料の納付意思が無いときは、法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める(以下「保険給付の差止」という。)ものとする。

- 2 市長が、前項の規定により保険給付の差止を行う場合において、その額は、滞納額の1.5倍を超えないものとする。
- 3 規則31条第2項に規定する通知は、第1項の規定により、保険給付の差止をした日から、3か月を経過しても、なお納付しない場合に行うものとする。
- 4 市長は、前項の通知を行った後、14日間を経過してなお滞納保険料を納付しないときは、保険給付の一時差止に相当する額から滞納保険料を控除するものとする。

(第2号被保険者に係る保険給付の支払一時差止の手續)

第7条 第2号被保険者から法第27条第1項若しくは法第32条第1項、第29条第1項又は法第28条第2項若しくは法第33条第2項の申請を受理した場合は、当該第2号被保険者の加入する医療保険者に介護保険要介護認定等申請受理通知書(2号被保険者用)(様式第1号)により、省令第110条第1項に規定する事項について情報の提供を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の通知に基づき医療保険者から保険給付の一時差止の依頼があったときは、規則第32条第1項に規定する通知を行うものとする。
- 3 規則第32条の2第2項に規定する弁明書の提出期限は、前項に規定する通知を行った日から14日以内とする。
- 4 市長は、第2項の通知を行った場合において、弁明書の提出がないとき又は弁明に理由がないときは、医療保険者と協議のうえ、規則第32条第2項に規定する通知を行うものとする。
- 5 市長は、医療保険者から、未納医療保険料を完納した等の理由により保険給付差止の終了を依頼されたとき又は第2号被保険者が第1号被保険者となったときは、速やかに被保険者証の保険給付差止の記載を消除するものとする。

(保険給付額減額の手続)

第8条 規則第33条に規定する通知は、滞納者等から要介護認定申請があった場合、直ちに行うものとする。

(サービス給付の制限等への準用)

第9条 第2条、第3条第1項、第6条、第7条第1項及び第2項並びに前条の規定は、サービス事業給付の制限等に準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年3月11日魚津市告示第12号)

この告示は、平成14年3月11日から施行する。

附 則（平成29年7月31日魚津市告示第110号）

この告示は、平成29年7月31日から施行する。

御中

魚津市長

介護保険 要介護認定等申請受理通知書（2号被保険者用）

下記の者に係る要介護（更新）認定・要支援（更新）認定の申請を受理したので通知いたします。
なお下記の者について、介護保険法第68条第1項に規定する滞納保険料等がある場合には、指定期日までに魚津市までお知らせください。

指定期日： 年 月 日

要介護（更新）認定等の申請を行った者

要 介 護 認 定 等 申 請 書	氏 名	
	性 別	
	生年月日	年 月 日
	住 所	〒
	介護被保険者番号	
	申請の種類	
	申請年月日	年 月 日

加入している医療保険の状況

保険者の名称	
保険者番号	
被保険者証記号番号	